

実施状況報告書等の提出書類(38条)

以下の実施状況報告書等のご提出後、県が審査の上「**認定書**」を発行します。
税制の特例を受けるには、確定申告の際にこの「**認定書**」が必要です。

1 9月22日(金)までに市町村へ提出する書類【認定書発行に必須】

① 実施状況報告書

② 労働者名簿 兼 給与支給額一覧表

③ ②に係る誓約書 (県様式を使用する場合)

④ 雇用者等の確認書類 (過去に証明された方については不要)-----

※ ①-過年度に実績がある場合、2事業年度分を記載してください。

②-「実績月＝給与支給月」です。勤務月ではありませんのでご注意ください。

例)3月勤務分を4月20日に給与支給した場合、4月分の実績となります。

-給与には賞与を含みます。

④-H23年3月11日時点の、特定被災区域(岩手県、宮城県、福島県ほか一部)内での「雇用又は居住」が確認できる書類

2 事業年度終了後4か月以内に市町村へ提出する書類【認定書発行に必須】

① 法人事業概況説明書 又は 事業報告書

② 貸借対照表

③ 損益計算書(販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む)

【次のうち、いずれか一つの書類】 ←-----

	確認書類の例	注 意 点
雇用の 確認	労働者名簿 兼 給与支給 額一覧表(②と同じもの)	H23年3月11日時点で、特定被災区域内で雇用していた 従業員について、確認書類とすることができます。
	源泉徴収票	H23年中のもの
	賃金台帳	H23年度のもの
居住の 確認 (写し)	住民票(抄本)	H23年3月11日時点の居住が分かるもの ※マイナンバーの記載は不要です。
	戸籍の附票(抄本)	H23年3月11日時点の居住が分かるもの
	罹災証明書	
	運転免許証 ※両面	H23年3月11日前に交付されているもの ※裏面もコピー

※居住の確認を証する書類は、**市町村長等の証明印**が必要です。

◇ 以上の報告書等を提出しない場合、指定取消を公表することがありますので、ご注意ください。

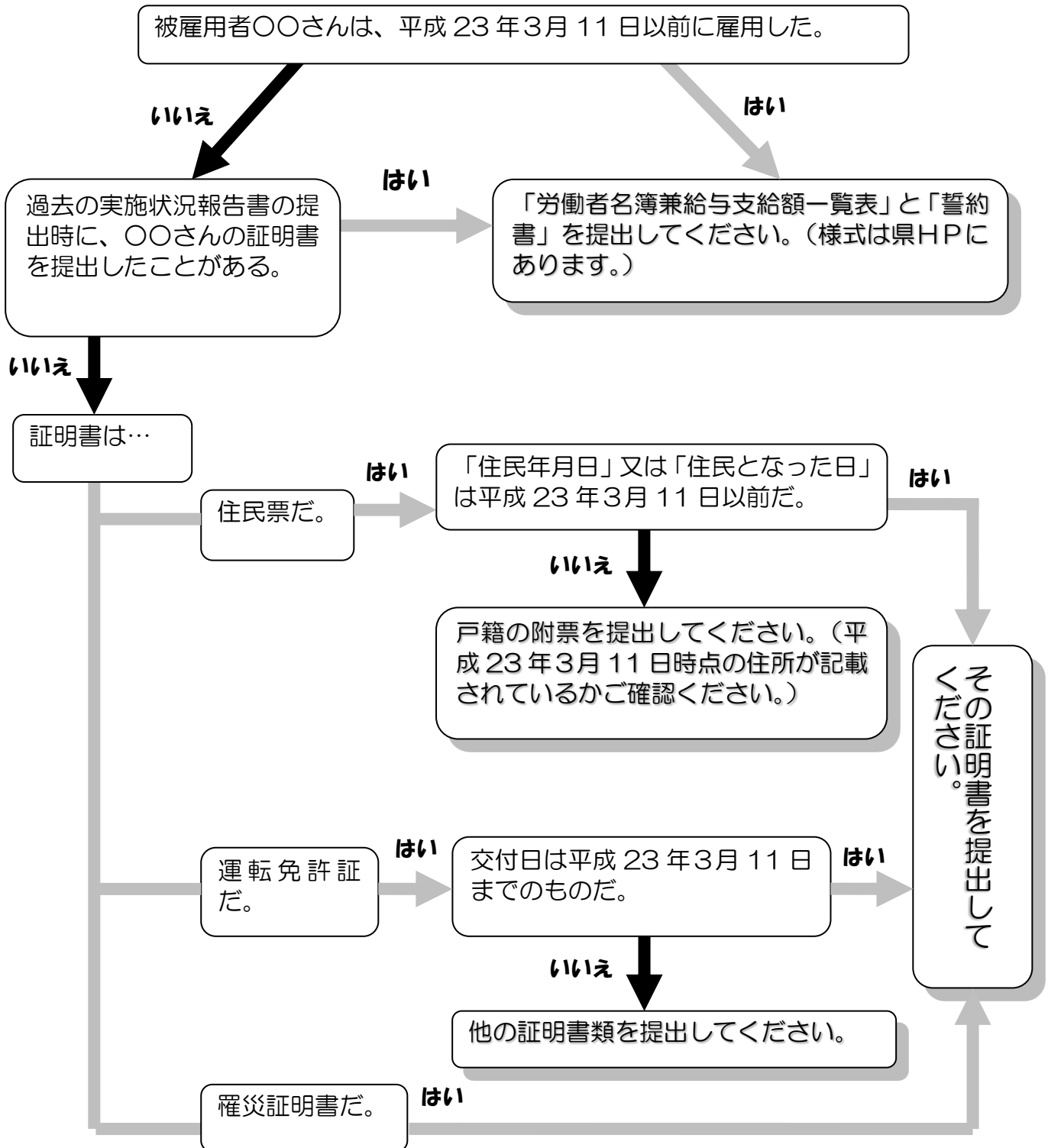
◇ 報告書、労働者名簿兼給与支給額一覧表等の様式は、以下からダウンロードできます。

県HP>震災復興>なりわいの再生>産業再生特区による税制優遇について>様式及び記載例



証明書類のご確認にぜひご利用ください！

被災者証明書類の確認表



※ 適正な証明書類が提出できない場合は、対象外となります。